

第四章 匿名組合

[平一七法八七全部改正]

(匿名組合契約)

第五三五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによつて、その効力を生ずる。

* 商人(四) 匿名組合員の出資(五三六・五四二)、監視権(五三九)、損失分担の特約(五三八)、組合(民六六七一六八八)

(匿名組合員の出資及び権利義務)

第五三六条 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

2 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

3 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができる。

4 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

* ① 損失分担と利益配当(五三八)、出資の価額の返還(五四二)、組合財産の共有(民六六八)、② 特則(五三七)

(自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任)

第五三七条 匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帶してこれを弁済する責任を負う。

* 名板貸人の責任(一四)、匿名組合の对外関係(五三六)

(利益の配当の制限)

第五三八条 出資が損失によつて減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

* 出資の減少と残額の返還(五四二但)、損益分配の割合(民六七四)

(貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査)

第五三九条 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

一 営業者の貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 営業者の貸借対照表が電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。)をもつて作成されているときは、当該電子的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

3 前項の許可に係る事件は、営業者の営業所の所在地(営業所がない場合には、営業者の住所地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

* 貸借対照表(一九二)、会社の場合(会社四三三・四三五・四四二)、電磁的記録(商施規九)

(匿名組合契約の解除)

第五四〇条 匿名組合契約で匿名組合の存続期間を定めなかつたとき、又はある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めたときは、各当事者は、営業年度の終了時において、契約の解除をすることができる。ただし、六箇月前にその予告をしなければならない。

2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

* 契約の当然終了原因(五四〇)、民法上の組合の場合(民六七八・六七九・六八二・六八三)、契約終了と出資の価額の返還(五四二)

(匿名組合契約の終了事由)

第五四一条 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によつて終了する。

一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。

三 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

* 民法上の組合(民六七九・六八二)

(匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還)

第五四二条 匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によつて減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

* 終了原因(五四〇)、出資(五三六)、民法上の組合の場合(民六八一)